

海南市人権尊重のまちづくり条例逐条解説

1. 条例制定の経緯

『海南市人権尊重のまちづくり条例』

本市においては、これまで「人権施策推進行動計画」を基軸に施策の推進に取り組んできました。人権尊重社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、誰もがお互いに尊重されることが必要不可欠であり、複雑化、多様化している人権課題に対し、市並びに市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していくため、本条例を制定しました。

このことから、これまで以上に、市並びに市民及び事業者が一体となって取り組むことがより明確に伝わるような名称としています。

条例とは：地方公共団体が制定する法形式

- ・ **日本国憲法第94条及び地方自治法第14条に基づき、地方公共団体によって制定される法形式のことです。**
- ・ 都道府県や市町村は、国の法令（法律・政令・省令）とは別に条例を制定することができます。
- ・ 条例を定めることで、住民に対して義務を課したり、権利を制限したりすることが可能になります。
- ・ 条例で定められる事項は、**地方公共団体の事務に関すること、かつ、憲法や国の法令（法律・政令・省令）に反しないことが必要になります。**
- ・ これに反して条例を制定した場合は無効となります。

2. 目的

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び様々な差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、市における人権尊重のまちづくりに関して、市並びに市民及び事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について基本となる事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、人権施策推進行動計画に定める「一人ひとりの人権が尊重される心豊かなふれあいのまち」を実現するためには、市並びに市民及び事業者が、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

日常生活の中で、人権を尊重することが当たり前の状態となり、誰一人としてあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、将来にわたり、すべての人の人権が尊重される、心豊かなまちの実現を図っていくことが求められています。

これまでの取組結果

成果指標	第3次計画 策定時 (H28)	第4次計画 策定時 (R3)	目標値
人権が守られていると思う 市民の割合	42.7%	46.9%	50.0%以上

- 第4次人権施策推進行動計画策定時の市民意識調査の結果、人権が守られていると思う市民の割合は、前回調査と比べて高くなっていますが、50.0%という目標値に向けて、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。

3. 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

条例の中で用いる用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

第1号 市民

市内に居住する人だけでなく、市内の学校等で学んでいる人、市内の事業所で働いている人も市民に含めます。

学校等とは、学校教育法第1条の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）のほか、専修学校などの教育施設も含みます。

第2号 事業者

営利・非営利を問わず事業を行う者であり、会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）、会社以外の法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)等）、個人事業主等をいいます。

4. 市の責務

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政のすべての分野において、人権施策を総合的に推進するとともに、市民等の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

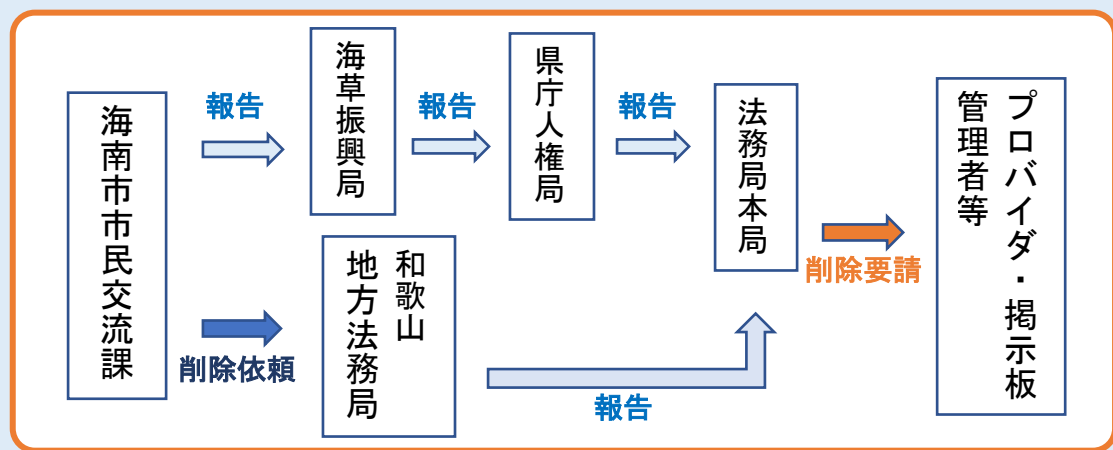
3 市は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係機関との連携を図り、問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

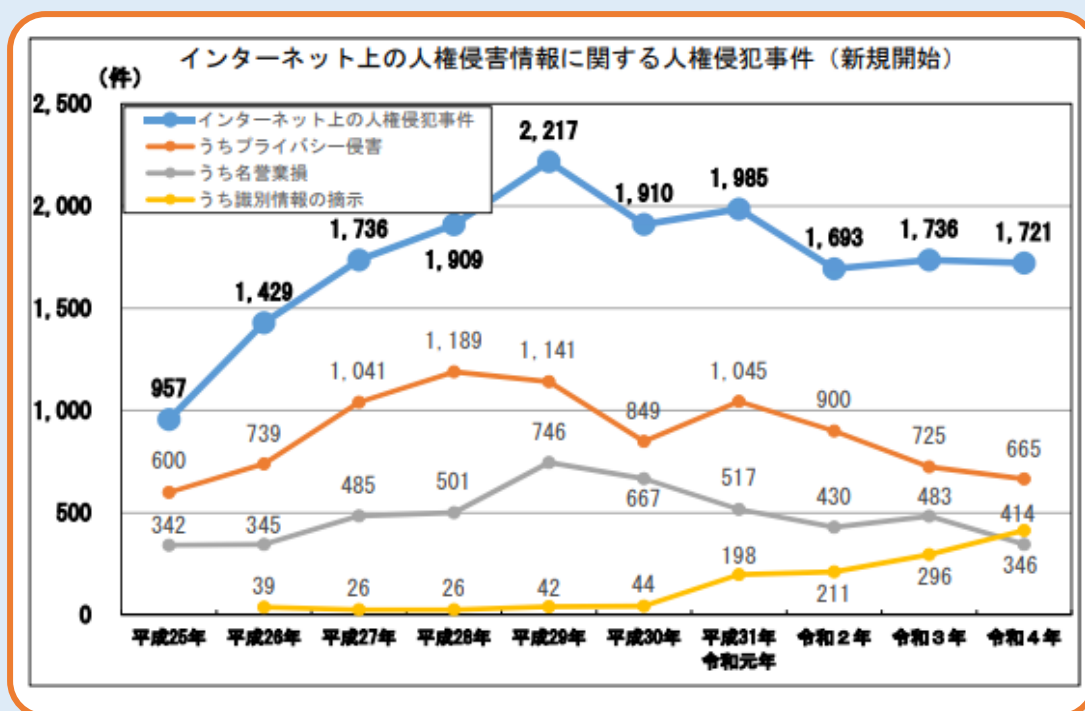
ここでいう「市」とは、市長部局、その他の執行機関である行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）を指します。第1条に定める目的を達成するため、行政のすべてにおいて本条例の趣旨を踏まえ、施策を積極的に推進し、市民及び事業者の人権意識の高揚を図ります。

国では、平成28年にいわゆる人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）を相次いで施行するなど、人権問題解消のための法整備が進められており、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策が求められています。

また、近年では、インターネット上の掲示板等において、誹謗中傷や、プライバシー侵害の差別書込み等の人権侵害が多く発生し、社会的な問題となっており、本市においても、インターネット上の掲示板等のモニタリング調査を行い、差別的な書込みの早期発見に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携を密にし、差別事象に対する初動体制の確立を図り、拡散防止に繋げています。

差別的な書込みを発見した場合の削除依頼フロー





- 令和4年度において、新規に救済手続を開始したインターネット上での人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は、全国で1,721件あり、前年から15件減少したものの、引き続き高水準で推移しています。
- このうち、プライバシー侵害事案が665件、識別情報の摘示事案が414件、名誉棄損事案が346件となっており、全体の82.8%を占めています。

※人権侵犯事件

人権を侵害されたという方からの申告等を受けて、法務省の人権擁護機関が調査処理する事件のこと。

※識別情報の摘示事案

人種、信条、社会的身分等について、不当な差別的取扱いを助長する目的で、容易に識別ができる情報を公然と示す行為。
例えば、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」など。

5. 市民の責務

第4条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場や機会において、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

すべての人の人権が尊重されるまちの実現には、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるため、市民が主体的に人権尊重のまちづくりの推進に努める必要があることから、市民の責務を明確にするものです。

市民は、人権について正しく理解するとともに、様々な人権問題を自らの問題として認識し、自主的、主体的に「考え」、「学び」、「行動」することが必要となります。

また、市民は、様々な人権問題の解決に向けて、市が実施する人権に関する講演会や研修会、啓発活動への参加等、積極的な協力も求められます。

6. 事業者の責務

第5条 事業者は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重し、人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

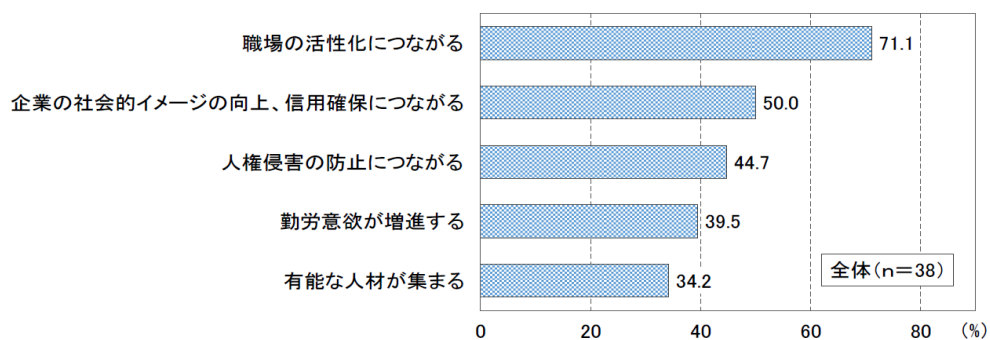
事業者は、その活動を通して、地域社会に大きな影響を与える存在であり、すべての人の人権が尊重される、豊かで住みよいまちを実現するため、地域社会の一員として重要な役割を担っています。

とりわけ、企業においては、企業の社会的責任(CSR)の観点からも、人権が尊重される職場環境づくりや個人情報保護等、人権尊重の視点に立った活動を行うことが重要となっています。このように、事業者は、顧客や従業員等、事業活動に関わるすべての人の人権意識の高揚を図るため、人権研修等に取り組むことが求められています。

また本市では、様々な人権問題の解決に向けて、人権推進企業連絡会での取組をはじめ、講演会や研修会、啓発活動等を行っており、これらへの参加等、積極的な協力も求められます。

これまでの取組結果

質問：人権に関する取組を進めることにより、貴事業所における人権意識が高まることによってもたらされる効果について、どのようなことがあると考えられますか。



- 第4次計画策定時の市民意識調査の結果、事業所における人権意識が高まることによってもたらされる効果は、職場の活性化やイメージ・信用の向上、勤労意欲の増進に関する割合が高くなっています。
- 人権に関する取組を進めることは事業所として有益な面も多いと考えられることから、事業所内での人権教育や人権を尊重した取組等を促進し、就労環境の充実につなげていく必要があります。

7. 人権施策の推進

第6条 市は、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、国、県及び関係機関との連携に努めるものとする。

様々な人権問題の解決に向けた施策を、総合的かつ効果的に推進することが必要となります。

人権に関する施策は様々な分野にまたがっており、より実効性のあるものにするためには各部署の横断的な取組が重要であるため、本市では、全庁的な組織である「海南市人権教育・人権啓発推進本部」が中心となり、庁内の連携と緊密な調整を図りながら、人権関連の各施策の推進に取り組んでいます。

また、人権の尊重をより確かなものとするため、市民の主体性を大切にするとともに、国や県、関係機関との連携を密にし、取組を進めていく必要があります。

条例の実効性については

【第4次人権施策推進行動計画に基づく11の人権課題】

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 女性の人権 | ⑦ 感染症・難病患者等の人権 |
| ② こどもの人権 | ⑧ 刑を終えた人の人権 |
| ③ 高齢者の人権 | ⑨ 災害被害者の人権 |
| ④ 障害のある人の人権 | ⑩ 犯罪被害者の人権 |
| ⑤ 同和問題 | ⑪ 性的少数者の人権 |
| ⑥ 外国人の人権 | (セクシャルマイノリティ) |

- 本条例は、「第4次人権施策推進行動計画」で提示した「11の人権課題」を包括した理念条例です。
- 条例の実効性を確保するため、人権教育や啓発の推進及び相談体制の確保を図ることを条例に位置付けました。
- 和歌山県は、令和6年2月からパートナーシップ宣誓制度を施行開始しました。本市においても、パートナーシップを宣誓した方に母子手帳の交付を可能とするなど、県制度に連携・協力する形をとっています。

8. 人権教育及び啓発

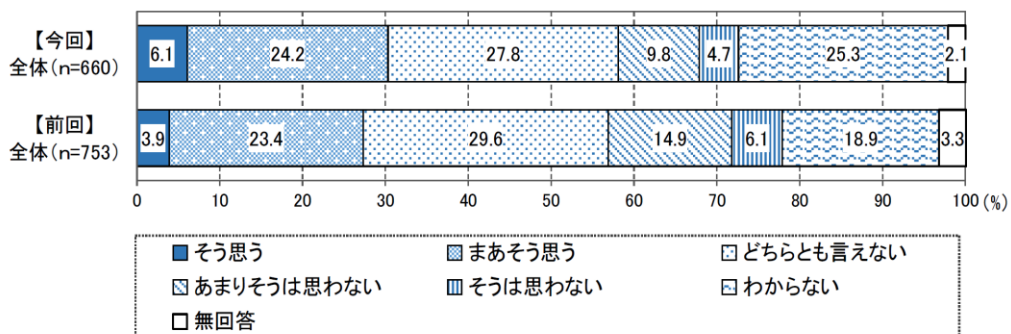
第7条 市は、市民等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携して人権教育を推進するとともに、多様な機会をとらえて人権啓発活動に取り組むものとする。

人権問題は、すべての人に関わる身近な問題であり、誤解や偏見、無関心等、人権について正しく理解していないことが原因となり発生する場合があります。すべての人権問題の正しい理解を深めていくには、総合的かつ効果的に人権教育及び啓発を行うことが必要となります。

人権教育及び啓発の方法については、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権全般の普遍的な視点から行う方法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点から行う方法があり、双方を組み合わせ、人権意識の高揚を図る必要があります。

啓発活動に対する市民の意識

質問：今の海南市では、人権を守る教育・啓発活動が行われていると思いますか。



- 第4次計画策定時の市民意識調査の結果、人権教育や啓発活動の実施に関する市民感覚は、「そう思う」+「まあそう思う」の割合が3割程度になっています。引き続き、この割合を高められるような取組を継続する必要があります。
- 家庭、学校、地域、職場等様々な場を通して、人権教育や人権に関する啓発等に取り組み、お互いの立場を尊重できる環境づくりに努めます。

市の主な取組例

<R4 年 かいなん人权フェスティバル 2022>



<松源下津店での啓発の様子>



<配布したチラシ>



<人权標語コンテスト表彰式の様子>



<人权尊重作文発表会>



<人权セミナー(兼職員研修)>

- 人权についてみんなで学び、様々な人权課題を考える機会として、毎年11月に人权フェスティバルを開催しています。フェスティバルの中で行われる人权標語コンテスト表彰式では、日常生活の中で気づき、学んだ人权の大切さをテーマに標語を募集し、小学生、中学生、高校生・一般の部、合計9名を表彰しています。
- 人权尊重作文発表会では、各中学校代表者の発表を聴くことにより、人权尊重の課題解決に向けて正しい理解と認識を深めます。

各団体の主な取組例



<児童生徒の人権作文発表>



<和太鼓演奏>



<女性を主な対象者とした研修会>



<企業を主な対象者とした研修会>



<人権をテーマとする講演会>



<男女共同参画に関するワールドカフェ>

- 市内での啓発事業を担う海南市人権尊重推進協議会は、12地区の人権尊重推進委員会等、17団体で組織されています。
- 学校や地域と連携したふれあい集会や、研修会等を開催するなど、日々人権の正しい理解と意識の高揚を図っています。

9. 相談体制の確保

第8条 市は、様々な人権問題に関する相談等に的確に応じるため、国、県及び関係機関と連携し、必要な相談体制を確保するものとする。

本市では、市民交流課を中心として、人権に関する相談対応を行っています。女性や子ども、高齢者、障害のある人等に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談等、国及び県等と連携し、各種相談窓口を設置しています。

人権を侵害する行為は、複雑化、多様化しており、誰もが安心して気軽に利用することができる相談窓口の確保により、相談者に寄り添った対応ができるよう、国、県等との連携をより緊密に、必要な措置を講じることが求められています。

本市では、相談窓口の設置について、広報や市のホームページ、各種パンフレット等を通して、市民に広く周知を行っておりますが、今後も周知に努めていきます。

相談窓口の認知度

成果指標	第3次計画 策定時	第4次計画 策定時	目標値
相談機関・窓口を知っている 市民の割合	—	26.5%	35.0%以上

- 第4次計画策定時の市民意識調査の結果、「人権や男女共同参画に関する悩み事や困り事について相談できる公の機関や窓口をご存じですか」という質問に対し、「相談機関・窓口を知っている」と答えた人は26.5%となっています。
- 人権を侵害する行為を未然に防いだり、被害にあっている人を適切な支援につないだりするため、相談体制を整える必要があります。
困り事があれば相談していただけるよう、相談先の広報・周知と相談窓口の確保に努めるとともに、国・県の相談機関や人権擁護委員による相談事業との連携を深める必要があります。

主な相談窓口

様々な人権問題の電話による相談

みんなの人権110番
0570-003-110

セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題

女性の人権ホットライン
0570-070-810

こども人権問題（手紙による相談）

こどもの人権SOSミニレター
和歌山県地方法務局
人権擁護課 宛て

外国人のための相談

外国語人権相談ダイヤル
0570-090911

いじめ・虐待などこどもの人権問題

こどもの人権110番
0120-007-110

性的少数者やその家族のための相談

LGBTQ相談（電話・面接）
073-435-5246

海南市役所内の人権相談等の窓口

市民交流課人権推進班
073-483-8439

市民交流課 市民相談
073-483-8455

- 法務局の職員や人権擁護委員が人権に関する相談を受け付けています。相談方法は、電話のほか、窓口での相談や、インターネットでの相談もあります。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設されています。
- 和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”では、LGBTQ相談（電話・面接）や、男性相談（電話）も開設されています。
- 本市では、6月1日の人権擁護委員の日等に、人権擁護委員による特設人権相談所を海南保健福祉センター、住民センター、下津防災コミュニケーションセンターの3か所で開設しています。

10. 人権施策推進委員会

第9条 人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、海南省人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 人権関係団体に属する者
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 高齢者関係団体の代表者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 公募による者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

本市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法の規定による附属機関として海南省人権施策推進委員会を設置します。

11. 委任

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、この条例の施行について、その他必要な事項は市長が別に定めることを規定しています。

12. 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(海南省人権施策推進委員会条例の廃止)

2 海南省人権施策推進委員会条例（平成 25 年海南省条例第 8 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 海南省人権施策推進委員会条例（以下「委員会条例」という。）の規定により置かれた海南省人権施策推進委員会は、第 9 条の規定により置かれた委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に委員会条例の規定により委嘱された海南省人権施策推進委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第 9 条第 4 項の規定により、委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとしてみなされる者の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、同日における委員会条例の規定により委嘱された海南省人権施策推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附則として、条例の施行期日、海南省人権施策推進委員会条例の廃止、経過措置を規定しています。